

令和5年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月15日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	1
2 収入証紙に関する条例 新旧対照表	2
3 神奈川県手数料条例 新旧対照表	3

1 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県水産審議会	水産業の振興 _____に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	(略)		神奈川県水産審議会	漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業の計画の樹立及び実施に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	神奈川県いじめ問題再調査会	(略)	(略)		神奈川県いじめ問題再調査会	(略)	(略)
	神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	障害を理由とする差別に関する紛争（知事からあつせんにつされたものに限る。）についてのあつせんを行うこと。	15人以内		(新規)	(新規)	(新規)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）</u></p> <p>第2条 <u>証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（一般旅券発給手数料を除く。）（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者が納付の委託を受けた使用料及び手数料</u></p>	<p><u>（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）</u></p> <p>第2条 <u>証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（一般旅券発給手数料を除く。）を除く。）は、別表のとおりとする。</u></p>

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11（略）			1～11（略）		
12 削除			12 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定に基づく要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	3万1,000円
13～66（略）			13～66（略）		
9～11（略）			9～11（略）		